

建設工事等競争入札参加者の資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、立川市が発注する工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 20 トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請方法について定めた建設工事等競争入札参加者の資格について（令和元年 5 月 31 日付け立川市告示第 90 号）を次のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 1 日

立川市長 清水 庄平

第 1 用語の定義

令和 3 年 12 月 1 日付け立川市告示第 261 号（以下「告示第 261 号」という。）

第 1 と同一とする。

第 2 競争入札参加資格の申請

競争入札参加資格の登録申請をする組合は、次により申請しなければならない。

1 申請

組合の競争入札参加資格の登録申請の条件は、告示第 261 号第 2 の 2 と同一とする。ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請することができない。

申請は、次のいずれかの審査方式を選択して行う。

(1) 経審方式

組合が有する経審の総合評定値 P 点から客観点数を算定し、組合が有する最高完成工事（業務）経歴から主観点数を算定する方式

(2) 審査対象事業者方式

所属する組合員から申請業種ごとに審査対象事業者（下記のアからエまでの条件に該当する者）を複数（2の表に定める数）選任し、客観点数及び主観点数について、第5に定める算定方法により、審査対象事業者の合算値、平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。なお、この方式により登録申請を行う組合は、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていなければならない。

ア 申請する業種について、電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

ウ 中小企業基本法で定める中小企業であること（経審を必要とする業種、「船舶」及び「ろ過層処理」については同法第2条第1項第1号、「設計」、「測量」及び「地質調査」については同法第2条第1項第3号の規定による。）。

エ 本店が東京都内に存在すること。

※ 経審必要業種に申請する場合、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する適用事業、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する適用事業所は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが前提となる。

2 審査方式及び業種並びに審査対象事業者の一覧

下記の審査方式については、業種により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請すること。

審査方式の区分	業種番号及び業種	審査対象事業者方式により申請する場合に必要な審査対象事業者数
審査対象事業者方式のみとする	11 建築設計 14 測量 12 土木設計 15 地質調査	2者から5者まで

業種	13 設備設計 17 船舶 99(15)ろ過層処理	
審査対象事業者 方式又は経審方 式のいずれかを 選択できる業種	上記以外の業種	3者から5者まで

第3 申請方法

告示第261号第3と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請することができない。

第4 競争入札の参加者の資格

告示第261号第4と同一とする（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）。

第5 競争入札参加資格の審査基準（告示第261号第5に定める競争入札参加資格の審査基準については、同告示第10で別に定める。）

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

告示第261号第5の1と同一とする。

2 等級区分及び審査方法

告示第261号第5の2と同一とする。なお、登録申請を行い承認された業種に必要とする建設業許可について組合として特定建設業の許可を有しておらず、一般建設業の許可により申請をした場合は、当該業種の等級は最下位の等級とする。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を告示第261号別表1にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

告示第261号第5の3(1)アと同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

下記の①から⑤により算出した点数を、次の式にあてはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

① 完成工事（完成）高による点数（X1）

a 経審を必要とする業種

告示第 261 号別表 5 の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均完成工事（完成）高について、審査対象事業者ごとに集計した金額を全審査対象事業者分合計し、その金額を告示第 261 号別表第 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

b 経審を不要とする業種

全審査対象事業者の審査対象事業年度の当該業種の 2 年又は 3 年の年間平均完成工事（完成）高の合計額を、告示第 261 号別表 5 にあてはめて得た評点を X1 とする。

② 自己資本額及び平均利益額による点数（X2）

下記の X21 と X22 の点数を加算した点数を、告示第 261 号別表 8 にあてはめて得た評点を X2 とする。

a 自己資本額点数（X21）

全審査対象事業者の審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は全審査対象事業者の審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の平均自己資本額（2 年平均）の合計額を、告示第 261 号別表 6 にあてはめて得た評点を X21 とする。

b 平均利益額（X22）

下記の算式により計算した審査対象事業者の合計額を、告示第 261 号別表 7 にあてはめて得た評点を X22 とする。

利払前税引前償却前利益 = (営業利益+減価償却実施額) の 2 年平均の額

③ 納税額による点数（Y）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の経審のY点の平均値とする。

b 経審を不要とする業種

審査対象事業者の審査対象事業年度における法人税又は所得税の納税済額の平均額を、告示第261号別表9にあてはめて得た評点をYとする。

④ 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z）

下記のZ1の点数に5分の4を乗じたもの及びZ2の点数に5分の1を乗じたものを合計した数値（小数点以下切捨て）をZとする。

ア 技術職員数点数（Z1）

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者の技術職員（申請業種に必要とされる建設業許可の人数）の合計人数を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、告示第261号別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。

b 経審を必要としない業種

審査対象事業者が申請した当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常に雇用している者）の人数の合計を下記数式に入れて計算した技術職員数値を、告示第261号別表10(1)にあてはめて得た評点をZ1とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常に雇用している者）の人数に5を乗じた数値を技術職員数値とみなす。

技術職員数値 = 1級監理受講者数 × 6 + 1級技術者数 × 5 + 基幹技能者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

イ 元請完成工事（完成）高点数（Z2）

a 経審を必要とする業種

告示第261号別表10(2)の業種グループ表において、当該業種が含まれる業種グループにある全業種の審査対象事業年度を含む2年又は3年の年間平均元請完成工事（完成）高について、対象事業者ごとに集計した金額を全対象事業者分合計し、その金額を告示第261号別表10(2)にあてはめて得た評点をZ2とする。

b 経審を必要としない業種

全対象事業者の当該業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均元請完成工事（完成）高の合計額を告示第 261 号別表 10(2)にあてはめて得た評点を Z2 とする。

⑤ その他社会性等による点数 (W)

a 経審を必要とする業種

審査対象事業者が有する経審の W 点の平均値とする。

b 経審を必要としない業種

個々の審査対象事業者について告示第 261 号第 5 の 4 (5)により算出した評点 W の平均値とする。

(2) 主観的審査事項

組合又は審査対象事業者が有する最高完成工事（業務）経歴（告示第 261 号第 5 の 3 (2)アによるもの）について、下記に記載した方法により算出した主観点数を告示第 261 号別表 1 にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 経審方式の場合

組合が発注者別（発注者区分については告示第 261 号別表 3 のとおり）に申請した最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高額な請負金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては請負金額に 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、告示第 261 号第 5 の 3 (2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を、業種ごとの主観点数とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

審査対象事業者の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（ただし、発注者区分が民間であるものについては 2 分の 1 を乗じた金額とする。）に、残る審査対象事業者各々の当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては上記と同じ。）に 2 分の 1 を乗じた金額を加算した金額又は当該組合の当該業種の最高完成工事（業務）経歴の金額のうち、最も高い金額のもののいずれか高い方に、告示第 261 号第 5 の 3 (2)ウの主観点数加算率による加算を行った点数を主観点数とする。

4 変更申請に伴う主観点数の再審査

組合の ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO 14000 シリーズの 14001、エコアクション 21、エコステージ若しくは KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「ISO 関連」という。）に関する変更申請があった場合は、告示第 261 号第 5 の 3 (2) ウの主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし、業種番号及び業種名が 01 道路舗装工事から 10 空調工事までの業種については、組合の資本金又は本店所在地に関する変更申請があつた場合も、主観点数の再審査を行う。

第 6 申請内容を証明する書類

競争入札参加資格の登録申請を行った組合は、申請後に立川市から申請内容が事実であることを証明する書面を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。

申請内容を証明する書類とは、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿のほか、必要に応じ、これ以外の書類の提示又は提出を求めることがある。

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

告示第 261 号第 7 の 1 と同一とする。

2 資格の取消し

告示第 261 号第 7 の 2 と同一とする。なお、審査対象事業者方式により申請を行った組合が、資格有効期限内に官公需適格組合の証明を失ったときは、競争入札参加資格を取消申請すること。

3 変更申請

告示第 261 号第 7 の 3 と同一とする。なお、変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く。）の変更を含める。

4 登録業種の追加及び審査対象事業者の変更

次の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加及び審査対象事業者の変更を行うことはできない。

5 虚偽申請をした者の取扱い

告示第 261 号第 7 の 5 と同一とする。

第 8 代理申請

告示第 261 号第 8 と同一とする。

第 9 その他

告示第 261 号第 9 と同一とする。

第 10 立川市独自の取扱い

立川市に申請を行う者について、第 1 から第 9 までに定める東京電子自治体共同運営協議会会員共通の取扱いとは別に、立川市における建設工事等競争入札参加者の資格に関する独自の取扱いを以下に定める。

- (1) 告示第 261 号第 5 に定める格付については、これによらず立川市が独自に算出する競争入札参加資格の等級とし、順位は定めないものとする。また、格付対象は登録申請に経審を必要とする業種に限る。

ア 経審方式の場合

告示第 261 号第 10(1) と同一とする。

イ 審査対象事業者方式の場合

第 5 の 3 (1)イにより算出した客観点数を、告示第 261 号別表 12 にあてはめ、客観等級を決定する。

- (2) 納税に関する条件については、告示第 261 号第 2 の 2 (1) 及び第 10(2) に準ずる。

- (3) 競争入札の参加資格に関する条件については、告示第 261 号第 10(3) 及び(4) に準ずる。

- (4) 立川市工事成績評定結果の活用基準（平成 20 年 4 月 1 日行政管理部長決定）第 2 条に規定する総評定点が 65 点未満の者であって、立川市から同基準第 5 条に規定する改善計画書の提出を求められたものは、当該改善計画書について立川市の承諾を受けるまでの間は、競争入札に参加できない。

- (5) 立川市検査事務要綱（平成 17 年 4 月 1 日市長決定）第 3 条第 1 号に掲げる完了検査（再検査を除く。）の結果が不合格となったものについて、立川市から手直し、補強又は引換えの指示を受けた者は、当該部分の再検査に合格するまでの間は、競争入札に参加できない。